

## 別紙-1 海洋投入処分しようとする廃棄物の種類

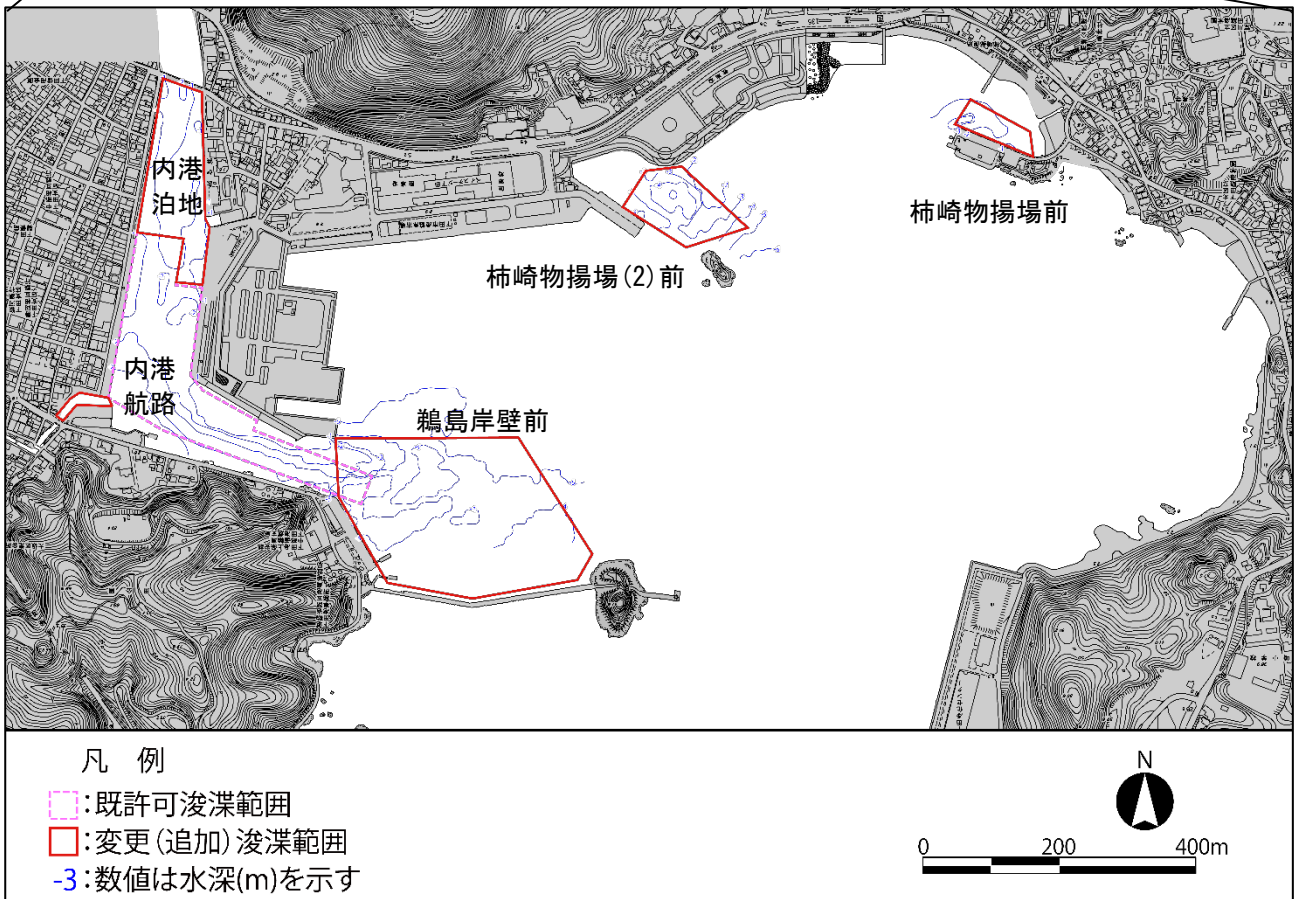
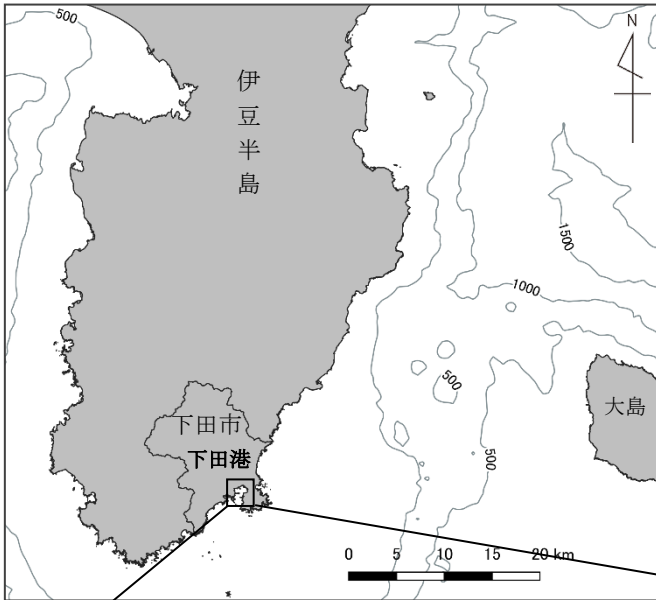
### (1) 変更の理由

既許可申請（許可番号：21-002）における浚渫範囲（内港航路）（図 1 参照）は下田内港の海域であり、伊豆漁業協同組合所属の漁船のほか、工事用船舶や海上保安庁の巡視艇など多数の船舶が岸壁を利用している。下田内港は稲生沢川の河口に位置していることから土砂が堆積しやすく、現状は、利用者から水深確保の要請を受けて、浚渫範囲を順次変えながら水深確保に努めている途上である。

今回追加申請する水域は、下田内港のうち既許可申請浚渫範囲より港奥部（内港泊地）及び港口部（鵜島岸壁前）、下田港のうち柿崎地区の柿崎物揚場前 2 箇所である（図 1 参照）。いずれも土砂堆積により船舶の航行や岸壁の利用に支障をきたしており、伊豆漁業協同組合をはじめとする利用者から早急な水深確保の要請を受けている。

一方、令和 3（2021）年 7 月の熱海市土石流災害を受け、既許可申請時に有効利用として見込んでいた熱海港海岸整備事業における下田港浚渫土砂の受け入れが不可能となった。また、当災害を契機に従来の県土採取等規制条例から罰則や規制を厳格化し、盛り土の規制に特化した条例として「静岡県盛土等の規制に関する条例」（令和 4 年 3 月公布）が令和 4（2022）年 7 月から施行された。これにより、盛土等に使用する土砂の底質分析結果の提出が求められることとなり、下田港の浚渫土砂は海中土砂であるため「ふっ素」及び「ほう素」において条例で定められた基準値を満たさないことから、陸上での土砂の利用が不可能となった。

以上より、浚渫範囲の追加、有効利用量の削減、それに伴う海洋投入処分をしようとする廃棄物の量の変更を申請するものである。



備考) 水深値の測量実施年月は、内港は令和4年6月、鶴島岸壁前は令和4年10月、柿崎物揚場前は平成28年10月、柿崎物揚場(2)前は令和4年11月である。

図1 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲

## (2) 水底土砂の浚渫範囲と試料採取位置

既許可申請（許可番号：21-002）における水底土砂の浚渫範囲は、静岡県下田市の相模灘に面する下田港(地方港湾)の図 1 に示す下田内港の航路の範囲である。本変更申請では、前出の図 1 に示すとおり、下田内港の港奥部の「内港泊地」及び港口部の「鵜島岸壁前」、「柿崎物揚場前」、「柿崎物揚場(2)前」を浚渫範囲に追加した。

浚渫する土砂が「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 17 年政令第 209 号。以下「政令」という。）において規定する基準（以下「判定基準」という。）に適合しているかどうかを確認するための土砂試料採取位置は、既許可申請では図 2 に、本変更申請では図 3 に示すとおりである。

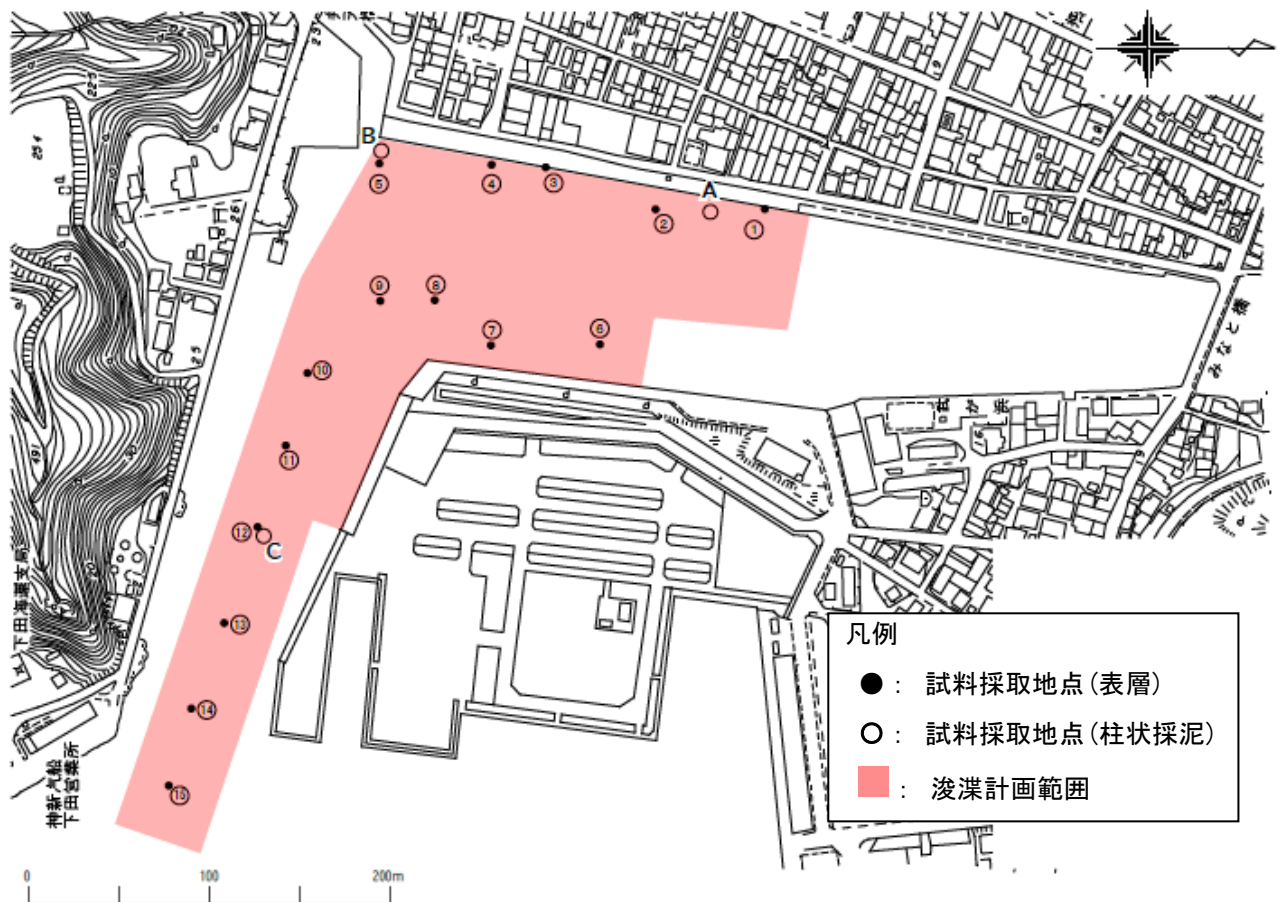
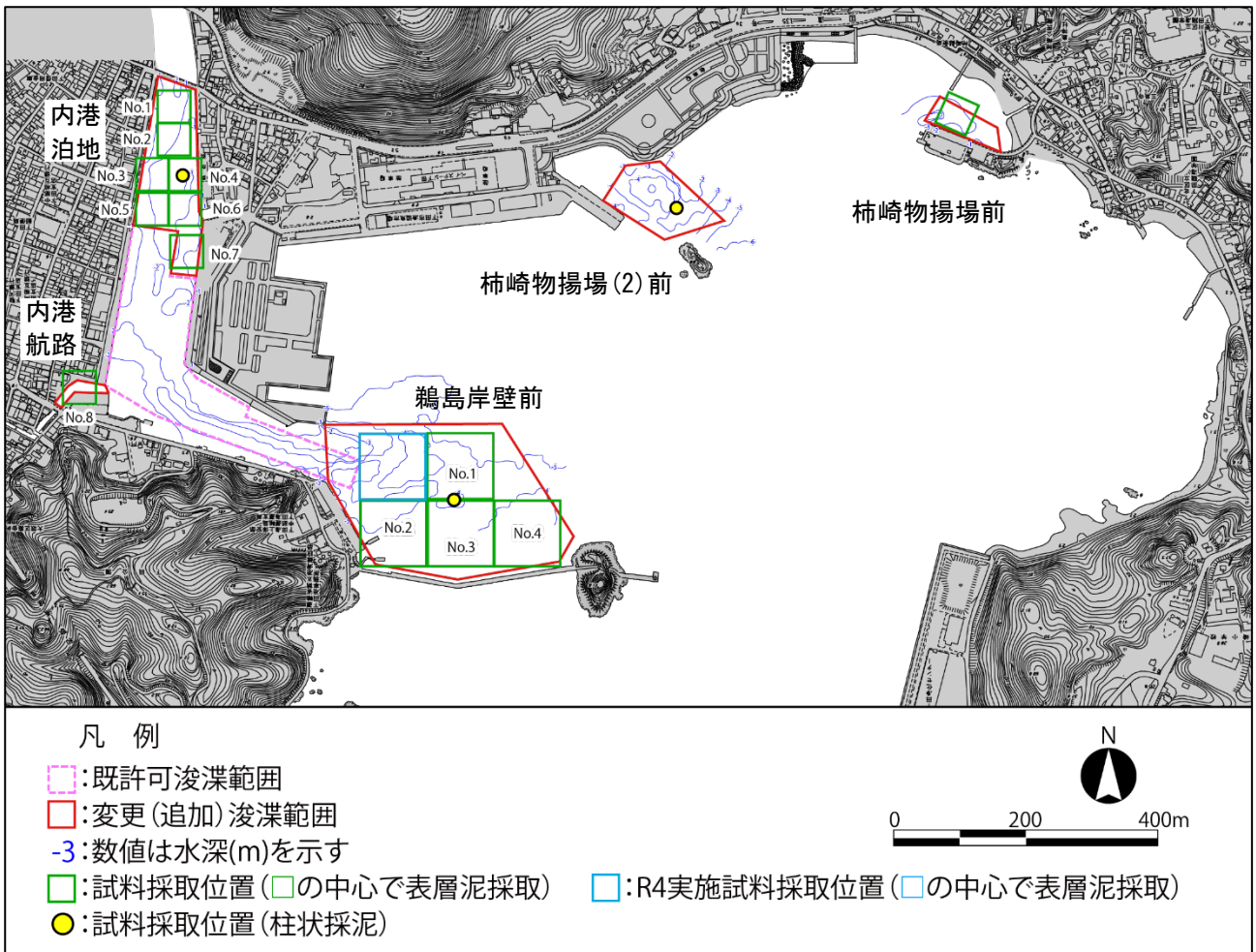


図 2 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲と試料採取位置  
(既許可申請)



備考) 水深値の測量実施年月は、内港は令和4年6月、鵜島岸壁前は令和4年10月、柿崎物揚場前は平成28年10月、柿崎物揚場(2)前は令和4年11月である。

図3 海洋投入処分しようとする水底土砂の浚渫範囲と試料採取位置  
(本変更申請)

表1 柱状採泥の概要(本変更申請)

(試料採取日: 令和5年3月22日)

調査範囲名	浚渫深度(m)	試料名	採取深度(m)	コアの土厚(m)
内港泊地	計画水深より -2.0~-3.5m	①	DL-0.80~-1.30	0.5
		②	DL-1.30~-2.00	0.7
鵜島護岸前	利用船舶より -4.7m	①	DL-2.88~-3.38	0.5
		②	DL-3.38~-4.38	0.5
		③	DL-4.38~-4.88	0.5
		④*	DL-4.88~-5.50	0.62
柿崎物揚場(2)前	利用船舶より -3.5m	①	DL-2.35~-2.85	0.5
		②	DL-2.85~-3.50	0.65

※鵜島護岸前の浚渫深度は-4.7mまでであるが、参考として-5.50mまで調査を実施した。

## 1) 既許可申請（許可番号：21-002）における判定基準への適合状況の確認方法

既許可申請（許可番号：21-002）における政令で定める判定基準への適合状況の確認方法は、以下のとおりである。

試料採取地点数は表層 15 地点、柱状採泥 3 地点の計 18 地点である。これらは、表 2 に示す理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

表 2 代表地点の選定根拠（既許可）

調査範囲名	代表地点の選定根拠
内港航路 （既許可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浚渫計画範囲は稲生沢川河口部に位置しているが、波が直接進入しない湾奥に位置していることから波による底質の移動の影響を受けにくい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や他に流入する河川がなく稲生沢川由来以外の有機汚濁や有害物質の影響も無いと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、海洋の影響を受けて粒度の変化や有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。</li> <li>・ 内港の浚渫深さは最大-3.5m 必要であるが、計画水深上に新たに堆積した土砂であり、かつ土砂供給源は稲生沢川に限られることから、既調査地点と同様な土砂と考えられる。</li> <li>・ 稲生沢川は、河道の幅が 50~100m と比較的狭いため浚渫範囲の上流部から下流部にかけて、河道の概ね中央付近もしくは両岸付近の堆積が顕著な地点の 15 地点に表層水底土砂の調査地点を配置した。また、浚渫予定範囲の上流部、中央部、下流部の堆積が顕著で層厚な箇所 3 地点において、鉛直方向の性状を把握するための調査地点を配置した。</li> </ul>

## 2) 本変更許可申請により新たに加えられた浚渫範囲から採取された試料の判定基準への適合状況の確認

本変更申請における政令で定める判定基準への適合状況の確認方法は、以下のとおりである。

試料採取地点数は表層 16 地点、柱状採泥 3 地点の計 19 地点である。これらは、表 3 に示す理由により、浚渫範囲の土砂の特性を代表するものと考えた。

表 3 代表地点の選定根拠

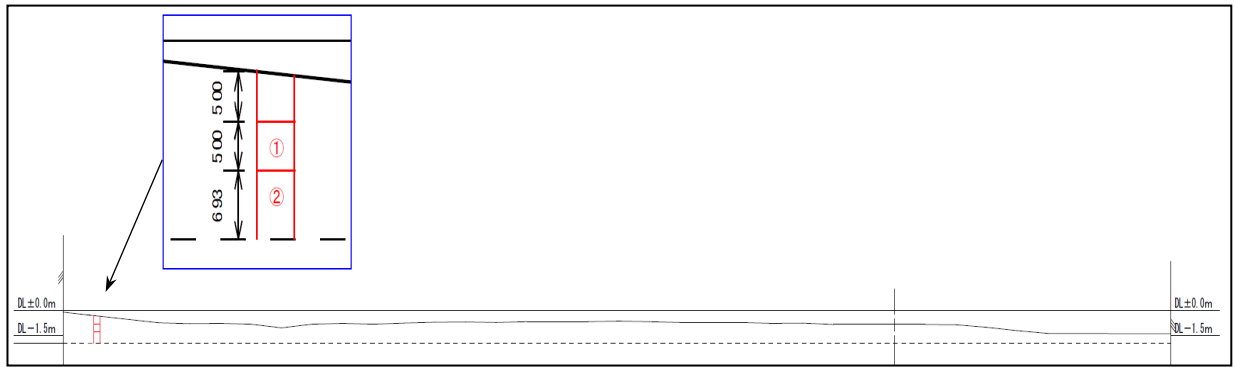
調査範囲名	代表地点の選定根拠
内港泊地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内港泊地は稲生沢川河口部に位置しているが、波が直接進入しない湾奥に位置していることから波による底質の移動の影響を受けにくい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や他に流入する河川がなく稲生沢川由来以外の有機汚濁や有害物質の影響も無いと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、海洋の影響を受けて粒度の変化や有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。</li> <li>・ 内港泊地の浚渫深さは-2.0~-3.5m 必要であるが、計画水深上に新たに堆積した土砂であり、かつ土砂供給源は稲生沢川に限られることから、既調査地点と同様な土砂と考えられる。</li> <li>・ 内港泊地は湾奥の閉鎖的な範囲であることから、「一般水底土砂の海洋投入処分許可申請書類作成の手引き」（環境省水・大気環境局、平成 29 年 8 月：以下「手引き」という。）に従い、50m 間隔で表層水底土砂の調査地点 9 地点を配置した。また、浚渫予定範囲の左岸側における堆積が顕著で層厚な箇所 1 地点において、鉛直方向の性状を把握するための調査地点を配置した。</li> </ul>

鵜島岸壁前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鵜島岸壁前は稲生沢川河口部に位置しており、波による底質の移動の影響を受けやすい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や他に流入する河川がなく、稲生沢川由来以外の有機汚濁や有害物質の影響も無いと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。</li> <li>・ 鵜島岸壁前の浚渫深さは利用対象船舶から-4.7m必要であるが、新たに堆積した土砂であり、かつ土砂供給源は稲生沢川及び外海に限られることから、既調査地点と同様な土砂と考えられる。</li> <li>・ 鵜島岸壁前は海水の交換効率の良い沿岸域や沖合のような開けた海域であることから、「底質調査方法」（環境省水・大気環境局、平成24年8月）の精密調査に基づき100m間隔で表層水底土砂の調査地点5地点を配置した。また、浚渫予定範囲の中央部の堆積が顕著で層厚な箇所1地点において、鉛直方向の性状を把握するための調査地点を配置した。</li> </ul>
柿崎物揚場前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柿崎物揚場前は下田湾最深部に位置しており、波による底質の移動の影響を受けやすい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や流入する河川がなく、有機汚濁や有害物質の影響も無いと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。</li> <li>・ 柿崎物揚場前の浚渫深さは-1.5m必要であり、土砂供給源は近傍の自然海浜からの漂砂及び外海である。</li> <li>・ 柿崎物揚場前は海水の交換効率の良い沿岸域や沖合のような開けた海域であることから、「底質調査方法」（環境省水・大気環境局、平成24年8月）の精密調査に基づき浚渫予定範囲における中央部で表層水底土砂の調査地点1地点を配置した。</li> </ul>
柿崎物揚場(2)前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柿崎物揚場(2)前は下田湾最深部に位置しており、波による底質の移動の影響を受けやすい場所である。前面の海域及び港湾内に大規模な工業地帯や流入する河川がなく、有機汚濁や有害物質の影響も無いと考えられる。また、前面海域は相模灘で黒潮の差し込みにより常に外洋の影響を受ける開放性の高い海域であり、相模灘において水環境に特段の問題が無いことから、有機汚濁、有害物質の蓄積等の変化の可能性はほとんど無いものと考えられる。</li> <li>・ 柿崎物揚場(2)前の浚渫深さは利用対象船舶から-3.5m必要であり、土砂供給源は稲生沢川及び外海である。</li> <li>・ 柿崎物揚場(2)前は海水の交換効率の良い沿岸域や沖合のような開けた海域であることから、「底質調査方法」（環境省水・大気環境局、平成24年8月）の精密調査に基づき100m×100mの浚渫予定範囲における中央部の堆積が顕著で層厚な箇所1地点において、表層及び鉛直方向の性状を把握するための調査地点1地点を配置した。</li> </ul>

鉛直方向の性状を把握するための調査について、採取深度は現況水深の50cm下から浚渫深度までを50cm毎に採取を行った。なお、柱状試料の最下層のコアは50cmを超える厚さであることから、「手引き」に従い、コア厚と通常基準値から判定基準換算値を求め使用した。

各地点の断面図を示す。

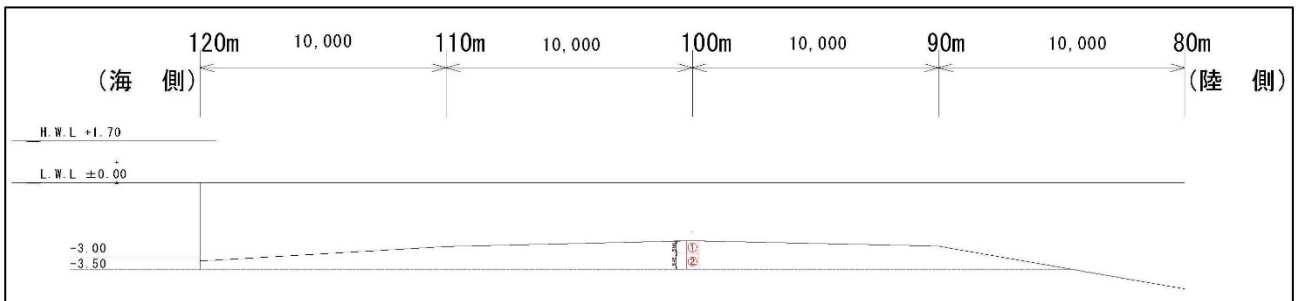
### 内港泊地



### 鶺島岸壁前



### 柿崎物揚場(2)前



備考)

- 水深値の測量実施年月は、内港は令和4年6月、鶺島岸壁前は令和4年10月、柿崎物揚場(2)前は令和4年11月である。
- 鶺島護岸前の浚渫深度は-4.7mまでであるが、参考として-5.50mまで調査を実施した。

図 4 断面図

### (3) 政令で定める基準への適合状況

海洋投入処分の対象とする土砂の底質調査について、採取を行った地点を前出図 2 及び図 3 に、既許可申請の分析結果を表 4 に、本変更申請の分析結果を表 5 に示す。

なお、柱状採泥を行った地点「内港泊地」、「鶴島岸壁前」、「柿崎物揚場(2)前」の分析結果については、手引きに従い、コア厚と通常基準値から判定基準換算値を求め使用した。

表 4 及び表 5 より、浚渫計画地点の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」<sup>1</sup>を全て満足している。また浚渫場所は前述の静岡県下田市の相模灘沿岸であることから「指定水底土砂」<sup>2</sup>に該当しない。

採取試料の判定基準への適合状況は、すべての項目が判定基準を満足するものであった。

したがって、浚渫により発生する土砂は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年 法律第 136 号）」第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂であると判断される。

---

<sup>1</sup> 「水底土砂に係る判定基準」：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 総理府令第 6 号）により定める水底土砂に係る判定基準および、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 48 年政令 201 号）により定める「特定水底土砂」の判定基準

<sup>2</sup> 「指定水底土砂」の判定基準：環境大臣が指定する海域（田子の浦港、三島・川之江港）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が 20%以上であること。海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令 209 号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定（昭和 48 年環境庁告示第 18 号）関連



表 4(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層)

(試料採取日: 令和 2 年 2 月 4 日)

項目	単位	①	②	③	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.65	0.47	0.80	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(試料採取日: 令和 2 年 2 月 4 日)

項目	単位	④	⑤	⑥	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.38	0.30	1.2	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(試料採取日: 令和 2 年 2 月 4 日)

項目	単位	⑦	⑧	⑨	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	<0.8	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.36	0.58	0.60	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(試料採取日: 令和 2 年 2 月 5 日)

項目	単位	⑩	⑪	⑫	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	1.7	1.6	1.6	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.20	0.12	0.22	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(表層)

(試料採取日: 令和 2 年 2 月 5 日)

項目	単位	⑬	⑭	⑮	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	1.5	1.5	1.1	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.54	0.25	0.24	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状採泥 地点 A)

(試料採取日: 令和3年1月8日)

項目	単位	DL-1.80~ DL-2.30	DL-2.30~ DL-2.80	DL-2.80~ DL-3.30	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.04	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.6	0.5	0.9	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.018	0.028	0.048	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(7) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状 地点 A)

(試料採取日: 令和3年1月8日)

項目	単位	DL-3.30~ DL-3.80	DL-3.80~ DL-4.30	DL-4.30~ DL-5.00	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	0.04	0.04	0.03	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.02	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	0.2	0.2	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.7	0.6	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.3	0.4	0.2	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.061	0.070	0.019	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 4(8) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状 地点 B)

(試料採取日: 令和 3 年 1 月 8 日)

項目	単位	DL-2.10~ DL-2.60	DL-2.60~ DL-3.10	DL-3.10~ DL-3.60	DL-3.60~ DL-4.65	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	0.02	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.8	0.6	0.5	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.053	0.014	0.016	0.011	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。



表 4(9) 水底土砂に係る判定基準への適合状況(柱状 地点 C)

(試料採取日: 令和3年1月7日)

項目	単位	DL-2.70~ DL-3.20	DL-3.20~ DL-3.70	DL-3.70~ DL-4.20	DL-4.20~ DL-5.05	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	0.8	0.7	0.7	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.2	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.026	0.019	0.016	0.038	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 5(1) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層 内港泊地)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 23 日)

項目	単位	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.7	0.7	1.0	1.0	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.72	0.30	0.55	1.3	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 5(2) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層 内港泊地)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 23 日)

項目	単位	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	0.02	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.8	1.1	1.2	1.2	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1.1	0.82	1.1	0.60	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 5(3) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (柱状 内港泊地)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 23 日)

項目	単位	DL-0.80~ DL-1.30	判定基準	DL-1.30~ DL-2.00	判定基準 換算値	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	検出されないこと	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	≦0.005	<0.0005	≦0.003	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	≦0.1	<0.003	≦0.07	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	<0.01	≦0.07	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1	<0.1	≦0.71	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	≦0.5	<0.04	≦0.35	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	<0.01	≦0.07	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	≦1	<0.1	≦0.71	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	≦0.003	<0.0005	≦0.002	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	≦3	<0.1	≦2.14	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	<0.1	≦1.42	○
ふっ化物	mg/L	1.0	≦15	1.0	≦10.7	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	≦0.3	<0.01	≦0.21	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	≦0.1	<0.005	≦0.07	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2.5	<0.1	≦1.78	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	<0.1	≦1.42	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1.2	<0.1	≦0.85	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1.5	<0.1	≦1.07	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	≦40	<4	≦28.5	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	≦0.2	<0.02	≦0.14	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	≦0.02	<0.002	≦0.014	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	≦0.04	<0.004	≦0.028	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	≦1	<0.02	≦0.71	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	≦0.4	<0.04	≦0.28	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	≦3	<0.005	≦2.1	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	≦0.06	<0.006	≦0.042	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	≦0.02	<0.002	≦0.014	○
チウラム	mg/L	<0.006	≦0.06	<0.006	≦0.042	○
シマジン	mg/L	<0.003	≦0.03	<0.003	≦0.021	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	≦0.2	<0.02	≦0.14	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	≦0.1	<0.01	≦0.07	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	<0.01	≦0.07	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	≦0.5	<0.05	≦0.35	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1.7	≦10	2.0	≦7.1	○

注: 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. DL-1.30~DL-2.00の試料はコア厚が0.7mであるため、判定基準は通常基準値の0.5/0.7=0.71倍とした。

表 5(4) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層 鵜島岸壁前)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 22 日)

項目	単位	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	1.0	1.0	1.1	1.0	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.93	0.36	1.7	2.1	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 5(5) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (柱状 鷗島岸壁前)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 22 日)

項 目	単位	DL-2.88~ DL-3.38	DL-3.38~ DL-4.38	DL-4.38~ DL-4.88	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	1.0	1.0	1.0	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	3.2	3.4	5.3	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

表 5(6) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (柱状 鶴島岸壁前)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 22 日)

項目	単位	DL-4.88~ DL-5.50	判定基準 (参考)	判定基準 換算値	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	≦0.005	≦0.004	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	≦0.1	≦0.08	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	≦0.08	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1	≦0.81	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	≦0.5	≦0.40	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.02	≦0.1	≦0.08	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	≦1	≦0.81	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	≦0.003	≦0.002	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	≦3	≦2.42	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	≦1.61	○
ふっ化物	mg/L	1.0	≦15	≦12.1	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	≦0.3	≦0.24	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	≦0.1	≦0.08	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2.5	≦2.02	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	≦1.61	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1.2	≦0.97	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.2	≦1.5	≦1.21	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	≦40	≦32.3	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	≦0.2	≦0.16	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	≦0.02	≦0.016	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	≦0.04	≦0.032	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	≦1	≦0.81	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	≦0.4	≦0.32	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	≦3	≦2.4	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	≦0.06	≦0.048	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	≦0.02	≦0.016	○
チウラム	mg/L	<0.006	≦0.06	≦0.048	○
シマジン	mg/L	<0.003	≦0.03	≦0.024	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	≦0.2	≦0.16	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	≦0.1	≦0.08	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	≦0.08	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	≦0.5	≦0.40	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	3.5	≦10	≦8.1	○

- 注: 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。  
2. DL-4.38~DL-5.00の試料はコア厚が0.62mであるため、判定基準は通常基準値の0.5/0.62=0.81倍とした。  
3. 鶴島護岸前の浚渫深度は-4.7mまでであるが、参考としてDL-4.88~-5.50mまで調査を実施した。

表 5(7) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層 柿崎物揚場前, 柱状 柿崎物揚場(2)前)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 23 日)

項目	単位	柿崎物揚場前 表層	柿崎物揚場(2)前	判定基準	判定
			DL-2.35~ DL-2.85		
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	<0.003	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	<0.04	≦0.5	○
ヒ素又はその化合物	mg/L	<0.01	0.02	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	0.9	0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	2.5	1.8	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。



表 5(8) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (柱状 柿崎物揚場(2)前)

(試料採取日: 令和 5 年 3 月 23 日)

項目	単位	柿崎物揚場(2)前	判定基準 (参考)	判定基準 換算値	判定
		DL-2.85~ DL-3.50			
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	検出されないこと	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	≦0.005	≦0.003	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.003	≦0.1	≦0.08	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	≦0.08	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1	≦0.77	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.04	≦0.5	≦0.38	○
ひ素又はその化合物	mg/L	0.02	≦0.1	≦0.08	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	≦1	≦0.77	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	≦0.003	≦0.002	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	≦3	≦2.31	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	≦1.54	○
ふっ化物	mg/L	1.0	≦15	≦11.5	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.01	≦0.3	≦0.23	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	≦0.1	≦0.08	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2.5	≦1.82	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	≦1.54	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1.2	≦0.92	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	0.2	≦1.5	≦1.15	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	≦40	≦30.8	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	≦0.2	≦0.15	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	≦0.02	≦0.015	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	≦0.04	≦0.030	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	≦1	≦0.77	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	≦0.4	≦0.31	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	≦3	≦2.3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	≦0.06	≦0.046	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	≦0.02	≦0.015	○
チウラム	mg/L	<0.006	≦0.06	≦0.046	○
シマジン	mg/L	<0.003	≦0.03	≦0.023	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	≦0.2	≦0.15	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	≦0.1	≦0.08	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	≦0.08	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	≦0.5	≦0.38	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	3.5	≦10	≦7.7	○

注: 1. 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。

2. DL-2.85~DL-3.50の試料はコア厚が0.65mであるため、判定基準は通常基準値の0.5/0.65=0.77倍とした。

表 5(9) 水底土砂に係る判定基準への適合状況 (表層 鵜島岸壁前)

(試料採取日: 令和 4 年 11 月 9 日)

項目	単位	鵜島岸壁前 表層	判定基準	判定
アルキル水銀化合物	mg/L	<0.0005	検出されないこと	○
水銀又はその化合物	mg/L	<0.0005	≦0.005	○
カドミウム又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	○
鉛又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	○
有機りん化合物又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1	○
六価クロム化合物	mg/L	<0.05	≦0.5	○
ひ素又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	○
シアン化合物	mg/L	<0.1	≦1	○
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	≦0.003	○
銅又はその化合物	mg/L	<0.1	≦3	○
亜鉛又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	○
ふっ化物	mg/L	<0.8	≦15	○
トリクロロエチレン	mg/L	<0.02	≦0.3	○
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.005	≦0.1	○
ベリリウム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2.5	○
クロム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦2	○
ニッケル又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1.2	○
バナジウム又はその化合物	mg/L	<0.1	≦1.5	○
有機塩素化合物	mg/kg	<4	≦40	○
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	≦0.2	○
四塩化炭素	mg/L	<0.002	≦0.02	○
1・2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	≦0.04	○
1・1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	≦1	○
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	≦0.4	○
1・1・1-トリクロロエタン	mg/L	<0.005	≦3	○
1・1・2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	≦0.06	○
1・3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	≦0.02	○
チウラム	mg/L	<0.006	≦0.06	○
シマジン	mg/L	<0.003	≦0.03	○
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	≦0.2	○
ベンゼン	mg/L	<0.01	≦0.1	○
セレン又はその化合物	mg/L	<0.01	≦0.1	○
1・4-ジオキサン	mg/L	<0.05	≦0.5	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.34	≦10	○

注: 有機塩素化合物は、「廃棄物処理令別表第3の3第24号に掲げる有機塩素化合物」を示す。